

## 「よき日」を願って！

昨年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、今なお日本社会に存在する重大な人権問題である部落差別について、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたうえで、差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するよう作られました。法律が施行されて1年が過ぎようとする今、奈良県人権施策協議会会長の寺澤亮一さんにお話を伺いました。

### ■部落差別とは？

残念ながら法律には、部落差別についての定義はされていません。私は、部落差別とは、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とした、同対審答申(※注1)の文章が的を射ていると思います。もう少し具体的に言い換えると、現在も部落出身の人たちへの結婚差別や就職差別があり、さらにはデジタル社会における差別行為が横行するなど、基本的人権が侵害されている状態が今なお続いている現実があるということです。確かに、1969年に施行された同和対策事業特別措置法等に基づく各種改善事業により、同和地区の住環境等は大きく改善しました。しかしながら、同対審答申から半世紀以上経った今もなお、根強い差別意識は、依然として続いているのが現状です。

そうしたなかで、昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことは、非常に意義深いことだと考えています。

### ■「部落差別解消推進法」ができた意義は？

2002年に特別措置法が失効し、同和地区に対する特別対策事業が打ち切られてからは、

社会全般において部落差別解消に対する気運が薄れ、取組が後退したことは否めません。そういった意味でも、大変良い法律ができたと思っています。ただし、あくまでもこの法律は理念法ですから、実際にどう中身の伴った意味のあるものにしていくのかということが重要です。いわば器に対して誰がどう魂を入れていくのかということですよ。

もちろん、これまで展開されてきた行政施策は、一定の成果を上げてきましたし、教育による取組や、運動団体による部落解放運動も実を結んできました。また、最近では地域における市民による活動が果たしている役割もあると思います。そして、そうした各所での取組、うねりの先にこの法律ができたと言える部分はあると思いますので、多くの人たちの頑張りがこの法律に繋がっていくのだと、私は思っています。ですから、この法律が施行されたのを機に、今一度、それぞれの力を結集し、部落差別解消に向けて工夫を施すことが大事だと思います。

つまり、先ほど述べた行政、教育、解放運動、市民活動の4分野が、何をどう発信し、何を求めるのかといったことを改めて考え直し、話し合う中で、奈良県として部落差別をどう解消していくのかということをもみんなで合意形成することが、新しくできた法律を生かすことになるのだと思います。

さらに加えて言うならば、1996年の地対協意見具申(※注2)の「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である」ことを、まさに今、膨らませて具体化し、社会に発信してほしいと思います。

### ■差別解消に向けて、一人ひとりができること

#### ①「気づき」

差別を解消するために、一人ひとりの個人にできること、大事にしたいと思っています。ことがあります。



1つは、「気づき」です。部落差別解消に向けて、何十年間にも渡って様々な啓発や教育が展開されてきた結果、私が子どもだった頃から比べれば、はるかに住み良い社会になり、前進してきたと感じています。しかし

ながら、例えば、結婚差別については、どの調査結果を見ても20%を越える人たちが、地区出身者との結婚について偏見を抱いている現実が、今もなお続いているのです。そうしたことから、講演を聞くことも大事ではあるのですが、いかにして一人ひとりが自ら「気づく」ことができるのかということが、何よりも大切だと思います。そういうことから、行政の役割としてそういった「気づき」の機会をどうやって提供していくのかという責任は、非常に重いと思います。

## ■②「自分自身の人権課題として」

2つめは、「自分自身の課題として部落問題を考えること」です。私は、総務庁(当時)の地域改善対策協議会の委員を務めていたのですが、その際、協議会として「基本的人権を保障された国民一人ひとりが、自分自身の課題として同和問題を人権問題という本質からとらえ、解決に向けて努力をする必要がある」という意見具申を政府に対して行いました。今改めて読んでみても、この文章には大切にしたいメッセージが詰まっていると思います。例えば、いじめの問題について考えてみてください。もし自分がいじめられる立場におかれていたとして、いじめられる自分が悪い、自分に問題があるということになるでしょうか。また、就職差別に関して言えば、自分の能力とは関係のないところで、やりたい仕事

に就けないなどということが許されるでしょうか。「そんなこと自分だったら嫌やわ、私だったらたまらんわ」といった、わがこととしての感覚を大事にしてほしいと思います。加えて、最近は権利意識というか、自分の人権、権利を主張することのみが膨らみすぎているようにも感じます。もちろん自分の人権が大切なのは当然ですが、他人の人権も自分と同じように尊重されなければならないということを絶対に忘れてはいけません。結局のところ、そういった一人ひとりの人権感覚が、差別の解消に結びついていくのだと思います。

## ■伝えたいこと

今の時代は、すっかりメール社会になり、お互いの顔が見えない関係が当たり前となって、人と人とのつながりが薄れているように思います。もっと言えば、魂のぶつかり合いなどといったことは、どこにあるのでしょうか。時代が変わっても、やっぱり人と人とが横でつながっている、フェイストゥフェイスの付き合いを大事にしたいと思います。

そして、この法律ができた意味を大人たちがしっかりと受け止め、教育、子育てをとおして、子どもたちにもしっかりと伝えていってほしいものです。

※注1・同対審答申：1965年、政府により設置された有識者による同和对策審議会が、同和問題について政府の諮問を受け、意見具申を行った。

※注2・地対協意見具申：地域改善対策協議会(地対協)が設置され、同和問題の解決に向けて政府に意見具申を重ねた。

## Profile

### 寺澤 亮一 さん (表紙の人)

1938年 奈良県生まれ。県内公立中学校教諭を経て  
 1982年 全国同和教育研究協議会事務局長  
 1987年 全国同和教育研究協議会委員長  
 1993年 総務庁地域改善対策協議会委員  
 1997年 法務省人権擁護推進審議会委員

現 在

- (一財)奈良人権部落解放研究所理事長
- (公財)奈良県人権文化財団理事
- 奈良県人権施策協議会会長
- 奈良県宇陀市教育委員